「教育・保育給付認定申請」手続きについて

1 教育・保育給付認定とは

特定教育・保育施設(認定こども園や保育所等)の利用を希望する場合、入所申込みの他に教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受けるための申請が必要となります。この申請に基づき、町が「支給認定証」を交付します。

2 認定申請の対象者

中井町にお住まいで、<u>施設の利用を希望されるすべての方が対象となります。</u>認定を受けないと、施設の入所申込みをすることができません。

3 認定区分

保育の必要性に応じて3つの認定区分があります。この認定は、保護者が保育を必要とする事由に該当するかどうかを確認して施設利用の可否を決定するもので、 認定の結果、お子さまごとに「支給認定証」が交付されます。

年齢	保育の必要性	支給認定区分		利用できる主な 施設
満3歳以上	なし	1号認定	教育標準時間	認定こども園 幼稚園
	あり	2号認定	保育標準時間	認定こども園 保育所
満3歳未満	あり	3号認定	保育短時間	

4 「保育標準時間」と「保育短時間」の認定区分

保育を必要とする2号・3号認定については、さらに「保育の必要量」(保育が必要な時間)として、保護者の状況に応じて「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかに区分されます。

保育必要量認定区分	1日あたりの利用可能時間(最長)	
保育標準時間	1 1 時間	
保育短時間	8時間	

5 保育を必要とする事由別の保育利用時間

2号・3号認定については、保護者が次のいずれかの事由に該当するかを確認したうえで、保育必要量認定区分の「保育標準時間」または「保育短時間」のどちらかの区分を適用します。

保育を必要 とする事由	保育必要量認定区分		
• 就労	保育標準時間 (就労時間が <u>月120時間</u> 以上)	保育短時間 (就労時間が <u>月48時間以上</u> <u>120時間末満</u>)	
	※ 正午をまたいで1日4時間以上、週3日以上の就労が必要です。		
・出産前後・疾病・障がい・災害復旧活動・虐待や DV	保育標準時間		
・求職活動・育児休業取得時にすでに上のお子さまが施設を利用している	保育短時間		
介護や看護就学	保育標準時間 (当該時間が月120時間 以上)	保育短時間 (当該時間が月48時間 以上120時間未満)	

- ●「保育標準時間」の認定を受けた方でも、「保育短時間」を希望される場合は、「保育短時間」の認定に変更できます。(※別途変更手続きが必要です。)
- ●「保育標準時間」と「保育短時間」の認定は、保育所入所申込書に添付していただく「保育を必要とする事由を証明する書類」に基づいて行いますので、希望する保育利用時間の認定がなされるとは限りません。あらかじめご了承ください。

6 「支給認定証」の有効期間

教育・保育給付認定については、保育を必要とする事由によってそれぞれ有効期間があります。有効期間を過ぎた場合には認定が失効し、施設を利用することができません。再度施設の利用を希望する場合は、あらためて「教育・保育給付認定」と「施設入所申込」の両方の申請が必要となります。

「支給認定証」が再交付された時点で他の申込者との利用調整を行いますので、 それまで利用していた施設を継続的に利用できるとは限りません。あらかじめご了

承ください。

なお、3号認定のお子さまは満3歳に達する日(誕生日の前日)に、認定区分が3号から2号へ自動的に切り替わり、新たな「支給認定証」が交付されます。

● 1 号認定

保育を必要とする事由	有効期間	
必要なし	就学前まで	

●2号·3号認定

25.050000	有効期間		
保育を必要とする事由	2号認定	3号認定	
・就労・病気やケガ・看護や介護・災害復旧活動・虐待や DV	就学前まで	満3歳まで	
• 出産前後	出産予定日から起算して前8週間の属する月の初 めから後8週間が経過する日の属する月の月末まで		
• 求職活動	3か月間		
• 就学	保護者の卒業・修了予定日が属する月の月末まで		
・育児休業取得時にすで に上のお子さまが施設を 利用している	保護者の育児休業中も就労先との雇用契約が継続し、育児休業終了後に復職することが決まっている場合で、生まれたお子さまが満1歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の月末まで(既に保育園を利用しているお子さまが5歳児クラスに在籍している場合は就学前まで) 4歳以下のクラスに在籍しているお子さまについては、生まれたお子さまが満1歳に達する翌月時点で保育所等への入所を申請し、やむを得ず入所保留となっている場合に限り、満1歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間を入所可能期間とする		

7 教育·保育給付認定変更申請

保護者の状況や世帯の状況、保育を必要とする事由に変更が生じた場合や、保育 必要量区分などの変更を希望する場合には、「教育・保育給付認定」の変更申請が必 要となります。変更が生じたらすみやかに、「教育・保育給付認定届出事由変更申請書」を提出してください(毎月15日を受付締切日とし、翌月から変更内容が適用されます。)

例)保護者の勤務先や勤務時間の変更、育児休業取得時など

8 現況届

保護者の状況や世帯の状況、保育を必要とする事由などの変更の有無について、 年1回「現況届」を提出していただき、要件の確認を行います(施設入所中の方は、 継続利用申請時に提出していただきます。)

> 問い合わせ 福祉課子育て支援班 Tel81-5548